

広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十九号

広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

広島県警察本部の組織に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条警務部の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。